

平成28年度 公益社団法人京都府青少年育成協会 事業計画

〈活動方針〉

次代を担う青少年が、社会における自らの役割と責任を自覚し、広い視野と優れた創造性を養い、心豊かにたくましく成長することは、京都府民すべての願いであり、そのために多くの方々が日々真摯な活動を続けてこられ、約半世紀が経ちました。

平成29年9月には、「京都府青少年育成協会創立50周年」という大きな節目を迎えます。「青少年育成京都府民会議」が結成された昭和42年9月以降、この半世紀の間には、青少年を取り巻く社会環境は大きく変化し、家庭・地域の教育力の低下が懸念される中、スマホやインターネットの普及、青少年犯罪の凶悪化や低年齢化、いじめやひきこもりの増大、さらには児童虐待の多発など課題は山積しており、青少年健全育成の取組が一層期待されています。

また、京都府の少年非行の状況は、近年減少傾向を示しているものの、引き続き官民一体となった対策が求められています。

京都府青少年育成協会では、創立50周年を迎えるにあたり、今私たちに何が求められているのか、そして今後その役割をどう果たしていくのかを考え、京都府や関係機関、青少年育成市町村民会議、青少年(育成)団体等との連携をより一層深めながら、「明るい家庭と地域の輪が育てる心豊かな青少年」を合言葉に、青少年をあたたく見守り、その健やかな成長を支援する健全な地域社会づくりを推進するため、「重点目標」に沿って活動を展開することとします。

なお、当協会が指定管理者の指定を受けて管理・運営している「京都府立青少年海洋センター」及び「宮津市B&G海洋センター」の各施設において、その機能を最大限に発揮するため、より適切な管理・運営に努めるとともに、企画事業の充実を図るなど利用者の増加・促進に向けて一層取組を強化します。

また、平成27年度に続き本年度も、当協会事業・取組の一層の「見える化」を推進します。

重 点 目 標

「明るい家庭と地域の輪が育てる 心豊かな青少年」

～青少年をあたたく見守る地域社会づくり～

- 1 青少年育成府民運動の推進
- 2 青少年の自主活動・社会参加の促進、活動支援
- 3 明るい家庭づくり運動の推進
- 4 青少年の問題行動の防止、非行対策及び社会環境浄化の推進
- 5 会員団体との連携・活動支援
- 6 「京都府立青少年海洋センター(マリーンピア)」の利用促進
- 7 「京都府青少年育成協会創立50周年」の準備・機運醸成

事業実施計画

公 1 「青少年育成府民運動の推進」(重点目標 1～5)

重点 目標	事 業 概 要	備 考
1 青少年 育成 府民 運動 の 推 進	<p>1 青少年健全育成推進のための「街頭啓発活動」</p> <p>(1) 青少年(育成)団体等と連携・協働し、強調月間など効果的な時期に街頭啓発・街頭パレード等を実施します。</p> <p>(2) 特に、『青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)』や『子ども・若者育成支援強調月間(11月)』を中心に、年間10回程度計画的に啓発活動を実施します。</p> <p>(3) 当協会としては、京都駅等を中心に啓発活動を展開しますが、それぞれの市町村においても各団体が一層連携・協働し、街頭啓発活動等を展開していただきたい。</p>	<p>7月・11月の強調月間を中心に啓発活動を展開</p>
	<p>2 『大人が変われば子どもも変わる運動』の推進</p> <p>(1) 青少年(育成)団体等と連携し、府内各地で啓発活動を展開します。</p> <p>(2) 当協会としては「大人が変われば子どもも変わる」「地域の子どもは地域で守り育てる」等をコンセプトとしたパンフレット・ポスター等を作成します。</p> <p>(3) 「大人が変われば子どもも変わる運動」</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">大人が変われば子どもも変わる運動 ～ 青少年の心を育てるキャンペーン ～</p> <p>1 「まず、大人自身が変わる」啓発運動の推進 すべての大人が、まず自分自身が変わらねばと気づき行動する活動です。</p> <p>2 「地域のおじさん・おばさん運動」の推進 「地域の子どもは地域で守り育てる」という気持で、子どもたちを温かく見守り、支援する実践活動です。 子どもの健やかな成長を願う大人みんなの活動です。</p> <p>3 「モラルの向上を目指した取組」の推進 今の時代に求められるモラルのあり方や人の生き方などについて研究協議し、その普及を目指す活動です。</p> </div>	<p>パンフレット・ポスター等の作成</p>

重点 目標	事業概要	備考
1 青少年 育成 府民 運動 の 推進	<p>3 『青少年スマホ・ケータイ安全教室』の開催（講師派遣）</p> <p>(1) 携帯電話等によるトラブルの被害から青少年を守るため、「青少年の健全な育成に関する条例（フィルタリング規制）」の周知徹底や『スマホ・ケータイ安全教室』の開催により、青少年やその保護者等へ普及啓発することを目的とします。</p> <p>(2) 対象は、携帯電話等を初めて購入する割合の高い小・中学生とその保護者・教職員等です（謝金・旅費は不要）</p> <p>(3) 講師派遣は、当協会宛て直接申し込んでください(随時)</p> <p>(4) 募集チラシを作成します。</p>	募集チラシの作成
	<p>4 『青少年育成市町村民会議懇談会』の開催（6～8月）</p> <p>(1) 青少年健全育成の取組を一層推進するためには、市町村民会議等がより一層連携・協働し、地域社会総がかりで取組を進めることが何よりも重要です。</p> <p>(2) このことを踏まえ、それぞれの地域(6地域)で、行政も含め役職員等が懇談会を開催し、意見交換・情報交換を行います。そして、それぞれの地域の課題やニーズに応じた取組を一層連携の輪を広げて実施します（フォーラム等）さらに、先進的な取組事例については、広報紙等で府内へ発信（広報・啓発）します。</p>	6地域 丹後 中丹 南丹 乙訓 山城北 山城南
	<p>5 『青少年健全育成地域活動推進事業』の実施</p> <p>(1) 近年、青少年を取り巻く状況は、いじめ、非行、不登校、ひきこもり等の深刻化や、若者の社会的自立の遅れなど、多様化・複雑化しています。こうした状況の中、青少年健全育成を一層推進していくためには、これらに対する取組を粘り強く継続して進めていくことが何よりも重要です。そのため、本年度も府内各地域で、青少年(育成)団体等が引き続き連携・協働し、いじめや少年非行等の未然防止など、青少年の様々な課題に向けた取組を進めていきます。</p> <p>(2) 『京都府青少年すこやかフォーラム』の開催 昨年度（平成28年3月5日）に、次のア～エをコンセプトとしたフォーラムを初めて開催しました。 ア 当協会の創立50周年を記念した取組 イ 青少年育成関係者みんなで「学び、考え、行動する」機会 ウ 当協会の会員団体(青少年団体等)のトップの提言 エ 子どもたちへの危険性が増大しているスマホやインターネット利用の現状について、保護者等自らが考える機会</p> <p>本年度もさらに内容を充実したフォーラムを開催します。 ・ 『第2回 京都府青少年すこやかフォーラム』（上半期） ・ 『第3回 京都府青少年すこやかフォーラム』（下半期）</p>	「京都府青少年すこやかフォーラム」開催

重点 目標	事 業 概 要	備 考
<p>1</p> <p>青少年育成府民運動の推進</p>	<p>6 広報・情報提供事業</p> <p>(1) 本年度も府内各地域における「青少年健全育成推進」の地域連携・協働の取組を、タイムリーに発信します。 ・広報紙『わかもの京都』等の発行など</p> <p>(2) 青少年健全育成情報冊子『いま青少年の問題を知る』など、広報・啓発用資料、パンフレットなどを作成します。</p> <p>(3) 当協会の創立50周年記念冊子準備資料として『青少年育成府民運動のしおり』を作成します。</p> <p>(4) インターネット広報の充実 当協会のホームページを一層充実します。</p>	<p>『わかもの京都』の発行</p> <p>広報・啓発用資料、パンフレット等の作成</p> <p>ホームページの充実</p>
<p>2</p> <p>青少年の自主活動・社会参加の促進、活動支援</p>	<p>1 『少年の主張京都府大会』開催と作文募集</p> <p>(1) 内 容 作文の募集(4月～7月)と発表大会の開催 (2) 対 象 府内中学生 (3) 発表大会 9月25日(日)〈予定〉 (4) 場 所 佛教大学二条キャンパス〈予定〉 (5) 共 催 京都府PTA協議会・京都市PTA連絡協議会等と共催を予定しています。</p> <p>2 青少年団体等への活動支援</p> <p>(1) 『京都府青少年育成協会活動室』の無料提供 会員等に対し、会議等に使用できるスペースを提供します。 (定員は12名程度) (2) 御利用の場合は、電話で御確認ください。</p>	<p>発表大会 9月25日(日)</p>

重点 目標	事業概要	備考
3 明るい家庭づくり運動の推進	<p>1 明るい家庭づくり運動の普及・推進</p> <p>(1) 『家庭の日（毎月第4土曜日）』の周知のため、パンフレット・ポスター等を作成します。</p> <p>(2) 『「家庭の日（毎月第4土曜日）」に合わせて、当該日の直前に「街頭啓発活動」を実施します。</p>	<p>パンフレット・ポスター等の作成</p>
	<p>2 『家庭の日絵画展』の実施</p> <p>(1) 内 容 親子や家庭のふれあいを題材とした絵画の募集（6月～9月）</p> <p>(2) 対 象 府内小学生</p> <p>(3) 表 彰 入選作品には表彰状をお渡しします。</p> <p>(4) 作 品 集 入選作品の作品集を作成配布します。</p>	<p>絵画展の実施</p>
4 青少年の問題行動の防止、非行対策及び社会環境浄化の推進	<p>1 『青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）』の取組</p> <p>(1) 青少年（育成）団体等と連携・協働し、街頭啓発・街頭パレード等を実施します。</p> <p>(2) 青少年の非行のみならず、いじめ・ひきこもり、児童虐待など、青少年健全育成にかかわるすべての啓発の場とします。</p> <p>(3) 7月の強調月間に呼応した取組である「少年を明るく育てる京都大会」等へ積極的に参加します。</p>	<p>街頭啓発・街頭パレード等の実施</p>
	<p>2 「青少年スマホ・ケータイ安全教室」の開催</p>	<p><再掲></p>
	<p>3 「青少年健全育成地域連携推進事業」</p>	<p><再掲></p>
	<p>4 京都府青少年健全育成審議会</p> <p>「青少年の健全な育成に関する条例」第24条の8に基づき設置された審議会である。青少年の健全な育成に関する施策の推進を図るために必要な事項を審議する。</p>	<p><京都府設置></p>
	<p>5 京都府青少年健全育成功労者等知事表彰</p> <p>青少年の健全な育成に多大な貢献のあった個人や団体、他の模範となる活動を行った青少年や団体の功績をたたえ、青少年健全育成に対する社会の関心を高めることを目的として、京都府知事が「青少年の健全な育成に関する条例」第11条に基づき表彰する。</p>	<p><京都府設置></p>
	<p>6 「青少年の健全な育成に関する条例」の趣旨に基づく社会環境浄化の推進</p>	

重点 目標	事 業 概 要	備 考
	<p>7 各団体事業等への共催・参加協力</p> <p>(1) 「社会を明るくする運動」京都府推進委員会への参加 (2) 「きょうと薬物乱用防止行動府民会議」への参加 「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」の啓発 (3) 「京都府社会福祉大会」への参加 など</p>	
5 会員団体との連携・活動支援	1 「青少年育成市町村民会議懇談会」の開催	<再掲>
	2 「青少年スマホ・ケータイ安全教室」の開催	<再掲>
	3 「青少年健全育成地域連携推進事業」	<再掲>
	<p>4 青少年の育成に関する講座等の開催支援</p> <p>(1) 内 容 団体会員等が開催する講座等に対し、京都府と連携し、希望のテーマに則した講師を紹介します。 (出前語らい・府専門職員派遣など) (2) 対 象 会員団体及び関心のある府民など</p>	随時
	5 会員団体等の活動に対する助言、共催・後援等	随時
	<p>6 啓発資材等の貸出</p> <p>(1) 視聴覚教材 (DVD・ビデオ等) の貸出 (2) 街頭啓発等のスタッフジャンパー、ベスト及び腕章の貸出 (ジャンパー及びベスト各50着) (3) 明るい家庭づくり運動パネル (1セット5枚) (4) 大人が変われば子どもも変わる運動パネル (1セット4枚)</p>	随時
6 その他	1 内閣府主催等の会議への参加	
	<p>2 公益社団法人の運営</p> <p>(1) 総会の開催 (6月) (2) 理事会の開催 (5月・翌年3月)</p>	
	3 財政基盤の充実 正会員・賛助会員の加入促進	

平成 28 年度 京都府立青少年海洋センター 事業計画

「海洋活動を通じて、青少年の健全な育成に寄与する」という設置目的を達成するために、次の事業を実施し施設の利用促進に努める。

また、「思いやりのある心なごむ施設」「また利用したい施設」として利用者の立場にたった施設運営に努めるとともに、利用者ニーズを的確に捉えサービスの向上と効果的・効率的な管理運営に努める。

- 1 指定管理法人として青少年海洋センター管理運営業務を適正に遂行する。
- 2 青少年の健全育成に資するための有意義な事業の実施に努める。
- 3 学校教育機関と連携を深め、当施設での活動において教育効果が高まるよう努める。
- 4 青少年等関係団体及び大学生協事業連合との連携を深め、その利用促進に努める。
- 5 ホームページ、府・市町村の広報紙等広報媒体を活用し、広く府民に広報宣伝活動を行い利用の拡大に努める。
- 6 当センターを主会場として開催される下記の大会及び大会に向けた試走への協力支援を行う。

(1) 第 26 回 丹後ブロック中学校駅伝競走大会

(男女各 13 校)/大会期日：10/15(土)

(2) 第 67 回男子・第 31 回女子 京都府中学校駅伝競走大会

(男女各 30 校)/大会期日：11/13(日)

施設別利用目標

施設名	平成 28 年度
宿泊施設	16,500 人
研修施設	350 件
海の科学館	1,000 人
フィールドアスレチック	3,000 人
カッター附属施設	9,000 人
日帰り利用	10,000 人

主 催 事 業

事業名	実施日	対象者	募集 人員	延べ 人員	内 容
赤十字水上安全法 救助員養成講習Ⅱ	7月上旬 2泊3日	有資格者 (水上安全法救助員 認定証Ⅰ所持者)	20人	40人	救急法・水上安全法 等講習会
チャレンジ 漁業体験パート1	9月 1泊2日	2人以上のグループ (18歳以下保護者同伴)	15人	15人	定置網体験
チャレンジ 漁業体験パート2	11月 1泊2日	2人以上のグループ (18歳以下保護者同伴)	15人	15人	定置網体験
地域スポーツ団体 合同事業 「親子のつどい」	1月下旬 1泊2日	地域スポーツクラブ員と 保護者	30人	30人	室内レクリエーション 他

- ※ チャレンジ漁業体験は、日程等の状況により追加実施する場合がある。
- ※ 日程・活動内容等については、都合により中止変更する場合がある。
- ※ 参加者が少数の時は中止にする場合がある。
- ※ 1・2月の宿泊利用団体の受け入れは、冬期閉鎖期間中の為、主催事業として扱う。

平成 28 年度 宮津市 B & G 海洋センター 事業計画

地域住民の「コミュニティ作りの拠点」として提供するとともに、青少年の健全育成と地域住民の健康づくりのために、より一層努力する。

また、京都府立青少年海洋センターの宿泊団体及び利用者の補完施設として有機的に連携し、体育館、艇庫の有効利用に努める。

- (1) 青少年及び地域の各種スポーツ団体の利用計画及び実施に対する指導助言
- (2) 地域住民の健康づくりを目的とした体育、レクリエーション事業
- (3) B & G 財団が取り組む『自然体験活動』『水辺の安全教育』の提供及び推進
- (4) 京都府地域海洋センター連絡協議会及び近畿ブロック地域海洋センター連絡協議会及び B & G 全国指導者会と協力して円滑な施設運営に努める。
- (5) 指導員研修会等への積極的な参加及び指導員の資質向上を図る。
- (6) 体育館・艇庫等の環境改善及び用具の補充と整備